

泉井ともひろ 個人質問

吹田市議会
9月定例会

1. 委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターについて

質問 委託相談支援事業所とはどのようなものか

答え 委託相談支援事業所は、障がい者等からの相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び、その早期発見の為に必要な援助をおこなう。その具体的内容は福祉サービスの情報提供、相談等の利用援助など6項目である。

質問 本市は現在委託相談支援所4法人に対して運営補助金として合計47,000,000円を算出している。また、委託事業所が併設運営している事業所を含め、19の指定相談支援事業所があるが、補助金運営している事業所(委託)と、そうでない事業所(指定)の明白な違いは無い。市への報告も単に相談回数を報告させるだけ。

また、そもそも相談支援事業所の特例措置を要する案件等に対して、サービス支給量の支給決定に関する権限が無いため、現場では2度、3度手間といったことが起こっているが、把握しているか。

また、委託相談の具体的援助6項目、全てに対応できることが委託の条件となっているのか。

答え 特例措置を要する案件等については、法に基づいたサービス利用の流れの中で、再度計画を作成しなければならないことも生じ、ご指摘にある手間が増える流れとなっていることは認識している。

また、委託相談支援事業所の6種の業務は、対応できるように求めているが、結果として実績がないという業務もある。

泉井の見解

ここまでのまとめとしてまず、市民の税金である補助金を殆ど業務に違いの無い事業に4千700万円を導入していること。その委託業務の報告内容が併設運営している指定事業所との区別がつかない問題点が挙げられます。

質問 基幹相談支援センターとはどのようなものか

答え 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、関連法に基づく相談等の業務

を総合的に行うことを目的としている。具体的には総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域密着の促進の取組および権利擁護・虐待の防止を行う。

質問 提案

現在本市の基幹相談支援センターは全くと言っていいほど機能していない。その事で現場からは早期にセンター整備を求める声が上がっているが、今後どのように整備するのか、また稼働までの期間は、提案として、指定相談との違いが明白でない委託事業は抜本的に見直す、又は廃止して現在障がい福祉室内にある、基幹相談支援センターを単独部署として位置づけ、権限を強化した方が、市民や福祉サービス事業所等の福祉現場はわかりやすく、利用しやすいのではないか。

答え

今年度、基幹相談支援体制を明確にするため、グループを作り、地域のネットワーク化等に当たっている。所管としては来年度予定されている組織改正において、ひとつの組織として位置付けたいと考え、関係部局と協議中である。

質問

福祉相談先の周知については委託相談支援事業所に求めている、ごく一般的な相談や指定相談事業所に繋ぐなどの窓口としての対応は、協力事業者を募り、本市のホームページ等で周知することで補えるのではないのか。

答え

協力事業者の活用など提案の通り、相談窓口の周知徹底が急務の課題であると認識している。ホームページやチラシなど、あらゆる機会を相談窓口の周知に努めていきたい。

泉井の要望

基幹相談支援センターは一つの組織として位置づけ、専門職の配置についても、しっかり協議し、身体・知的・精神の3障害に適切に対応すること。また、単独組織化しても、縦割りによる混乱が現場で起こらないよう、くれぐれも関係部局とは密に連携されたい。

そして、不足している相談支援専門員の増員等に関しては計画相談支援事業所連絡会との連携を図り、しっかりと協議されるよう要望する。

2. 移動支援事業のサービス支給量決定に伴う

移動支援判断基準について

質問 本市ではサービス支給量を更新、決定する際、利用者に対して、現状調査を行い審査会にて障害支援区分を決定する運びとなっているが、特に利用者本人に知的障害等がある為、質問に答えられない場合など、代わりにその家族に調査を行うことがある。しかし、その調査結果に家族とサービス事業者との見解に大きな差が生じることが度々ある。その結果、報酬基準が大幅に縮小するなど現場は戸惑いを感じる事がある。決定内容に変更が生じる場合はサービス事業所にも状況確認を行うよう、事業所連絡会から要望されていたはず。

これらは今後ヘルパー不足に拍車をかけ真にサービスを必要とする利用者が十分にサービスを受けられない状況にあるということ。本市の見解は。また、判断基準の見直し含め改善を図るのか。



答え

平成24年の吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会からのご要望も踏まえ、ご本人やご家族の意向のもと、必要に応じて認定調査時にサービス提供事業所の方の同席や、聞き取りをさせていただくこととしている。とりわけ判断に変更が生じるような場合は、より丁寧な対応が必要である事を、再度職員にも徹底し、利用者がより良いサービスを受けることができるよう一層努めていく。また、判断基準については、支援の実態と支給決定の内容に大きく乖離が生じることが無いよう、連絡会と連携を図りながら必要に応じて判断基準の見直しを検討していく。

泉井の要望

答弁の中で、聞き取りなど行っているとあったが、来ていないケースもある。再度職員に周知徹底を図られたい。また、外出時の判定項目は、わずか5項目しかなく、十分に改善の余地はあるはず。今まではボランティア精神で業務に努めてきたヘルパーも多く、行政もそれに頼り甘えてきたはず。今後さらに多種多様な障害特性にヘルパーは対応しないといけない。ボランティア精神だけでは到底、担い手は少なくなる一方である。プロ意識と誇りをもって行える職種にしなければ質の向上は図れない。しっかりと協議頂くよう要望する。

自由民主党絆の会
泉井ともひろ
f 泉井ともひろ 検索
<http://izui-tomohiro.com>
OFFICE
〒564-0063 吹田市江坂町3丁目28-1
TEL 080-2476-6545
FAX 06-6386-5039
izi.up@izui-tomohiro.com